

家畜市場の再開に向けた県の対応について

1 経緯

- (1) 家畜市場については、4月20日の口蹄疫発生以来、開催自粛がなされておりますが、畜産農家においては、出荷適期を迎えた牛を出荷することができず、数ヶ月も現金収入の道を断たれているとともに、牛の収容が困難な状況となっております。
- (2) このような状況を踏まえ、市場開設者においては、7月1日からの再開を目指しておられました。県としては、防疫上の観点から、6月21日に蒲島知事から市場開設者に対し、農家等に対する経営支援策と併せて市場開設の延期について、口頭で要請を行いました。
- (3) 市場開設者におかれましては知事の考えを理解され、7月1日からの市場再開を延期し、7月11日から再開することについて基本的合意が図られました。
- (4) このような経緯等を踏まえ、本日、県として市場開設者に対し文書で延期要請を行いました。

2 延期に向けた県からの要請内容等

(1) 市場延期に向けた要請の概要

- ① 7月1日の家畜市場の再開については延期されること。
- ② 家畜市場を再開される場合は、宮崎県川南町周辺の患畜及び疑似患畜の殺処分及び埋却の終了時点から21日間経過した後とされること。
- ③ その後、家畜市場を開催される場合も、当分の間は、以下の場合のように限定した取引とすること。
 - ・対象の牛は、出荷適期を過ぎた子牛に限定する。
 - ・出荷者は、県内畜産農家に限定する。
 - ・購買者は、制限区域が設定されている宮崎県の関係者については自粛を要請する。
- ④ 市場開催の際は、防疫対策を徹底する。

(2) 県としての経営支援策の概要

- ① 肉用牛繁殖農家等に対し、畜産農協等から、平均価格の7割相当額を前渡金として交付。
- ② このため、畜産農協等に対し、前渡金の原資+手数料減収相当分として、県の利子補給により融資枠20億円の無利子資金を融通（既存の融資枠を活用）。
- ③ 肉用子牛の売却価格差損に対する補てん。
（※基準価格を下回った場合、国制度（3/4補てん）と併せた県制度（1/4補てん）の創設。
県が緊急的に仲介した肉用子牛（12ヶ月齢超過）の取引（7月10日迄）に対して、県独自の価格安定対策（補てん）を実施
- ④ 牛舎の収容能力を超えた農家に対し、離農農家の活用、簡易畜舎やカーフハッチの整備に対する支援（国制度を活用）。

※これらの経営支援対策に伴う予算措置については、専決処分に向け準備中。

3 市場開設者との基本的合意事項

- (1) 7月1日開催予定の家畜市場は10日間延長し、7月11日から再開。
- (2) ただし、出荷適期を超えた子牛（生後12ヵ月以上）については、緊急避難的に、県の責任・仲介による相対取引を行う。

問い合わせ先

畜産課 堀、鬼塚

Tel 333-2401(内線5421,5422)